

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える 「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち

《目指す姿》

地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、学び合い、支え合い、感謝し合えるなどの「シアエル関係」を構築することで、市民一人ひとりが、身体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた「健幸」な状態（Well-being）になっています。

前計画は、「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」を基本理念とし、地域共生社会を推進するための連携体制づくりや地域での助け合い活動、協議の場づくりなどに取り組んできました。

加えて、地域共生社会の理念を市民、事業者、関係機関等と幅広く共有し、実現に向けた取組みを推進していくために、令和3（2021）年に地域共生社会推進条例を制定しました。

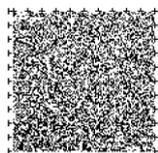
その後、令和4（2022）年度からは重層的支援体制整備事業に取り組み、分野ごとの相談支援や地域づくりを一体的に推進する体制を整えてきました。

これからは、後期高齢者の急速な増加による要介護者や認知症の人の増加、単独世帯の増加による家族の支え合い機能の低下、地域のつながりの希薄化など、いわゆるソーシャルキャピタルの低下が見込まれており、今後、地域社会における気かけあいや、あらゆる分野でのつながりづくり、支え合いが重要になってきます。

一方、市民アンケート結果では、住民相互の支え合いや助け合いの必要性は感じているものの、自らが積極的に担い手となっていくことについては負担感があるなど、自分ができる範囲での活動の協力を希望するという意見が多く見られました。

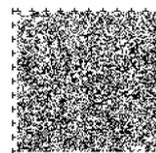
また、地域での活動や、子育て支援などテーマコミュニティの活動を熱心に行う市民がいる一方で、自主的な支え合い、助け合いの必要性を感じる市民が減少しているような結果も見られます。

こうした社会情勢や市民の意識の変化を踏まえ、このたび策定する計画は、「市民がそれぞれの人格及び個性を尊重しあいながら、相互に支え合う」ことで、市民一人ひと



りが安心して暮らせる、幸せを実感できる、という地域共生社会推進条例の理念に基づき、この理念を市民と広く共有していくことが最も重要であると考えています。

そのため、本計画の基本理念を「誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち」と定め、あらゆる分野において、地域共生社会の実現に向けた施策を推進していくこととします。



2 基本目標

基本理念である「誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち」の実現に向けて、これまでに見えてきた課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」

《目指す姿》

市民が自分のまちの課題を知り、自分ゴトと受け止め、地域活動や市民活動に興味関心を持っています。

市民一人ひとりが支え手、受け手を越えた「シアエル関係」を築くためには、まず、わたしたち自身が地域で起きている様々な問題を知り、学び、自分ゴトとして受け止めていく必要があります。

そのため、あらゆる機会を捉えてこうした学びを促進するとともに、様々な地域課題を発見・解決・共有する仕組みを構築していきます。

また、市民一人ひとりが地域課題を知り、自分ゴトとして受け止めていくことで、地域のさまざまな課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」につながるような取組みを進めていきます。

基本目標2 みんなの「やってみたい」を応援

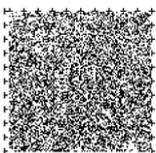
《目指す姿》

地域課題解決に向けて「何かをやってみたい」と思った市民が、地域の多様な主体や、市、社会福祉協議会等の応援により、活発に活動しています。

「何かをやってみたい」と思っても、実際に活動するのは難しいことです。

また、活動を継続したり、より良くしていくことも難しいことであり、そのためには、多くの人や団体の協力が必要になることもあります。

そのため、市民の「やってみたい」の思いが「やってみた」の行動につながるよう、また、「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるような支援をしていきます。



基本目標3 「誰一人取り残さない」相談支援の充実

《目指す姿》

困ったときに、相談機関や身近な地域住民など、誰かに気軽に相談できる体制が整っており、問題を一人で抱え込んだり、地域から孤立したりするような市民がいません。

普段の生活で困ったことがあったときに、一人で抱え込まずに気軽に相談でき、解決に向けて寄り添ってくれる人が身近にいれば、これほど心強いことはありません。

そのため、市や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立をなくしていく取組みを進めていきます。

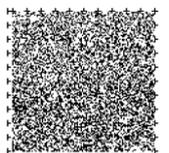
基本目標4 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり

《目指す姿》

市民一人ひとりが、必要なサービスを適切に利用しつつ、心身の健康だけでなく、社会的にも満たされた「健幸」な状態でいきいきと生活しています。

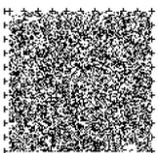
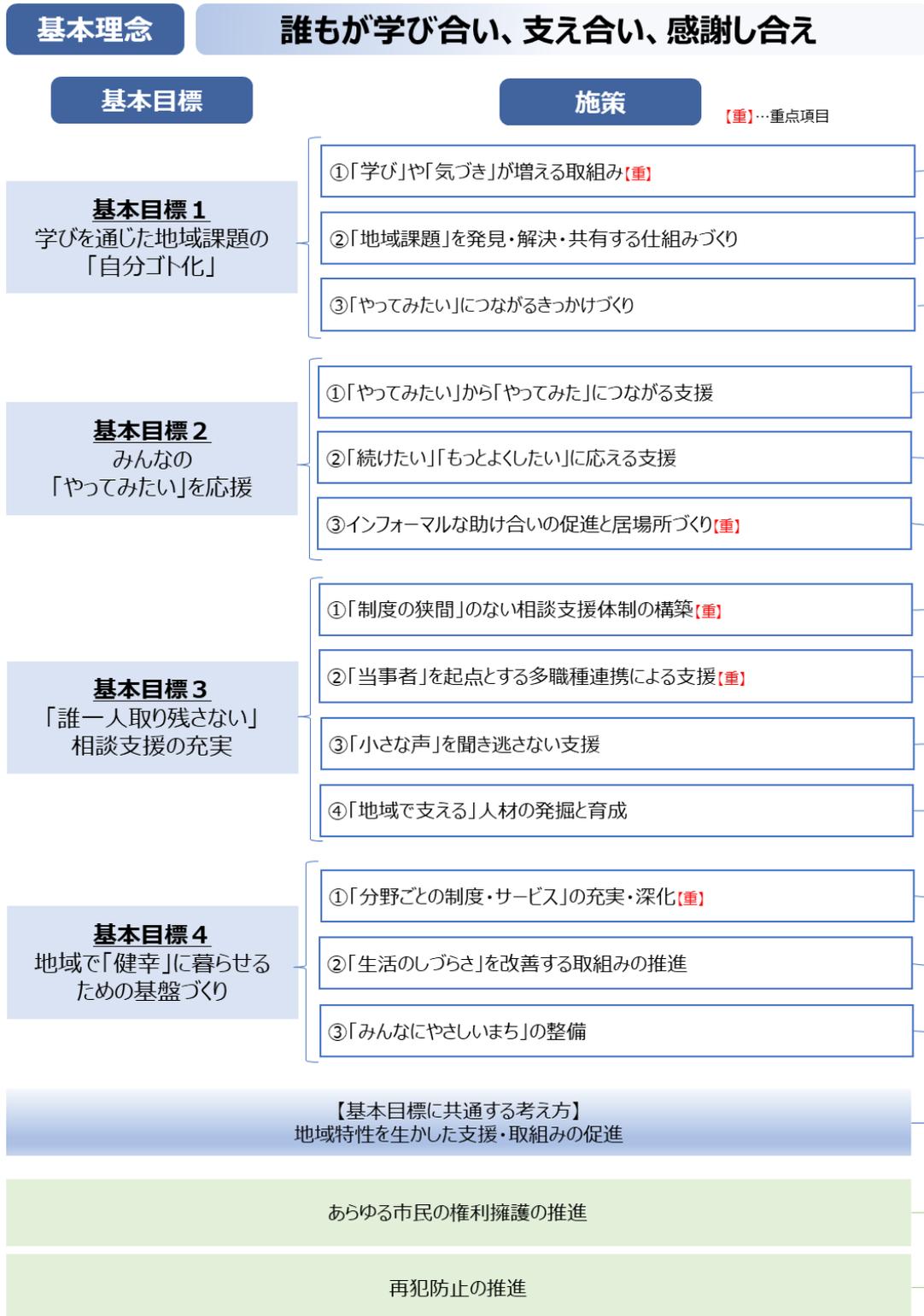
生活上の困りごとを解決するためには、様々な分野のサービスが整っていることに加え、時代の変化などにより、新たに見えてきた社会課題についても対応していく必要があります。

そのため、高齢や障がい、子育て、生活困窮など、各分野におけるサービスを充実していくとともに、移動に困難を抱える方の支援や居住支援など、既存のサービスだけでは解決が難しいような課題についても支援を進めていきます。



3 施策の体系

基本理念、基本目標を踏まえた施策の体系は以下のとおりです。



基本理念、基本目標を踏まえた施策の体系は以下のとおりです。

「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち

主な取組み

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、主体的な学びの促進、豊かな心を育む福祉教育の推進、気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（受援力の向上）

地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築、大学連携による地域課題の発見・解決、DXを活用した地域課題の抽出及び施策につなげる仕組みづくり

地域課題解決につながる学習機会の充実、地域で輝く人材の周知・情報発信

地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援、地元企業や学生・児童生徒との協働促進、ワーク・ライフ・バランスの推進

住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援、テーマコミュニティの活動支援、地域人材のマッチング支援

地域の見守り・支え合い・居場所づくりの促進、様々な分野におけるサポーターの確保・養成、多文化共生のまちづくりの推進、災害時における助け合いの促進

福祉の総合調整・総合相談窓口における相談支援、各分野の相談支援機能の充実、身近な地域における相談支援の充実（地域共生センター構想の推進）

各日常生活圏域における専門職の連携体制の充実、各分野における福祉・医療・保健の連携体制構築

孤独・孤立対策の推進、ひきこもり状態にある方への支援、虐待防止・虐待対応と保護者・養護者への支援

民生委員児童委員等の支援、ピアサポートの促進、【再掲】地域の見守り・支え合い・居場所づくりの促進、【再掲】様々な分野におけるサポーターの確保・養成

高齢者支援・障がい者支援・子ども子育て支援・生活困窮者支援のさらなる充実、健康づくりの推進

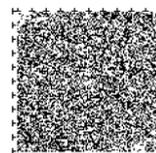
移動に困難を抱える方に対する移動支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援

福祉施設の維持管理、ユニバーサルデザインに基づく環境整備

日常生活圏域ごとに異なる特徴や課題を、各地域の住民や多様な主体と共有しつつ、支援や取組みの促進につなげる。

権利擁護支援体制の充実、権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進、地域連携ネットワークの機能強化

再犯防止に向けた支援体制の整備、再犯防止に向けた地域社会の構築、連携体制及び広報・啓発活動の推進



4 計画全体の成果目標

本計画の基本理念及び基本目標を踏まえた成果目標（アウトカム指標）は以下のとおりです。

なお、本計画においては、計画全体の成果目標を設定するとともに、施策単位での成果指標を示すことにより、計画全体の進捗管理を行うこととします。

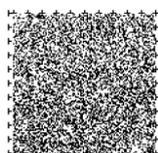
計画全体の成果目標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
幸福感の向上 (Well-being 指標※1)	ポイント	47.6	49.8	52.0
孤独感の低下 (孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と答えた人の割合※2)	%	17.7	16.0	14.5
健康寿命の延伸 (広島県定量的指標データによる※3)	歳	男性 81.43 女性 85.42	男性 81.91 女性 85.81	男性 82.40 女性 86.20

※1…デジタル庁において調査・公開されている地域幸福度（Well-being）指標のうち、「地域とのつながり」「多様性と寛容性」「自己効力感」「健康状態」「教育機会の豊かさ」に関するスコア（主観指標）の合成値。詳細については次ページを参照。

※2…市民アンケートによる

※3…要介護2～5の認定者数等を基礎資料に厚生労働省科学研究班の「健康寿命の算定プログラム」による算定。なお、健康寿命のデータは3年後に公開されるため、令和4（2022）年公表分は令和元（2019）年のデータとなる。



Well-being 指標について

Well-being 指標は、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感 (Well-being)」を数値化・可視化した指標であり、デジタル庁において、全国 Well-being 調査に基づく主観データ及び客観データを公表しています。

本計画では、地域共生社会の推進に向けたさまざまな取組みを推進することで、主観指標のうち、特に「地域とのつながり」「多様性と寛容性」「自己効力感」「健康状態」「教育機会の豊かさ」が向上していくと考え、成果目標として設定しています。

主観指標・客観指標の違いと主観指標の計測方法について

主観指標

【アンケートによる主観データ】

- ・各自治体が集めたアンケートデータをもとにしている
- ・「幸福感 (Well-being)」を算出したもの
- ・時系列での比較に強い

客観指標

【オープンデータによる客観データ】

- ・各種オープンデータ等をもとにしている
- ・「暮らしやすさ」を測定したもの
- ・分野間などの比較に用いる

主観指標【アンケートによる主観データ】

幸福度・生活満足度を計る4つの設問

- 1 現在、あなたはどの程度幸せですか？
- 2 現在、あなたの町内（集落）の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか？
- 3 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか？
- 4 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う

+

3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

生活環境

医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽
子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間
都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害
事故・犯罪

地域の人間関係

地域とのつながり
多様性と寛容性

自分らしい生き方

自己効力感 健康状態
文化・芸術
教育機会の豊かさ
雇用・所得 事業創造

資料：デジタル庁ホームページ

